

我孫子市公募型競争入札公告

次のとおり入札を執行する。

我孫子市長 星 野 順一郎

発注番号：23400

- 1 件名：金谷排水機場更新工事（公契約）
- 2 履行場所：我孫子市久寺家地先
- 3 履行概要：主ポンプ設備整備一式、電気設備更新一式、除塵設備更新一式、ゲート操作盤更新一式等
- 4 履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月10日まで
- 5 予定価格：929,600,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 入札保証金：免除
- 7 契約保証金：契約金額の10分の1以上。ただし、低入札価格調査の適用を受けた場合は、契約金額の10分の3以上。
- 8 調査基準価格：840,754,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 9 支払方法：完了払（契約金額の40%の限度で前払ができる。ただし、低入札価格調査の適用を受けた場合は、契約金額の20%を限度とする。また、我孫子市公共工事の前金払取扱要綱（平成29年告示第107号）第3条及び第4条の規定により前払金の支払を受けた建設工事で、同要綱第8条第1項各号の要件を全て備えている場合は契約金額の20%の限度で、中間前金払ができる。）
- 10 支払限度額：各会計年度における請負代金の支払については、次のとおり限度額を設定する。

令和5年度	115,500,000円（内前払可能額40%まで）
令和6年度	808,500,000円（内前払可能額40%まで）
令和7年度	98,560,000円（内前払可能額40%まで）

※ 各会計年度の限度額は、消費税及び地方消費税を含む。
なお、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。
- 11 契約締結：仮契約を締結し、令和5年9月予定の令和5年第3回我孫子市議会定例会（以下「市議会」という。）において当該契約案件が議決された場合に本契約を締結する。また、市

議会において、当該契約案件が否決された場合は、仮契約を解除する。なお、発注者は、仮契約が解除されたことによる、受注者が被った損害の賠償の責は負わない。

1.2 公契約条例の適用

本工事の契約は、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）の適用を受ける公契約である。条例の適用を受ける公契約を締結した事業者は、次に示す事項を含め、条例及び我孫子市公契約条例施行規則（平成27年規則第16号。以下「施行規則」という。）に規定された事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該指定管理業務に従事する労働者等に対し、条例第6条に規定されている労務報酬下限額以上の賃金を支払わなければならないほか、労働者の適正な労働条件の確保等を行うこと。
- (2) 条例第8条に規定されるとおり台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告を行わなければならない。
- (3) 条例の適用を受ける公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、条例が適用される契約であり、下請負者にも条例が適用される旨を周知しなければならない。

※ 条例及び施行規則の詳細については、我孫子市役所ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞公契約条例＞我孫子市公契約条例の手引き」の「我孫子市公契約条例の手引き（令和5年4月）」を参照すること。

1.3 入札参加に必要な条件

(1) 本案件固有の条件

ア 登録業種：令和5年7月1日において、我孫子市の入札参加資格者名簿の「建設工事」の業種コード「200（機械器具設置工事）」に登録があること。

イ 地域要件：なし。

ウ 受注実績：公告の日から起算して過去10年以内に、官公庁発注の河川等の排水機場又は雨水ポンプ場について、口径800mm以上の排水ポンプの新設、増設又は更新工事を施工した実績を有すること（契約書の写し及び工事内容が確認できる書類を、ちば電子調達システムを利用した電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）での競争入札参加資格確認申請書の添付ファイルとして提出すること。）。ただし、受注実績の工事は、元請として受注し、契約内容の履行が完了したものに限る。

エ 建設業許可及び経審点数：アの登録業種について、特定建設業許可を有し、かつ、経審点数が1,300点以上の者（建設業の許可証明書又は許可通知書の写し及び最新の経営事項審査結果通知書の写しを電子入札システムでの競争入札参加資格確認申請書の添付ファイルとして提出すること。）。

オ その他：排水ポンプ（口径800mm以上）を自社製作していること（排水ポンプを自社製作していることが確認できる書類を電子入札システムでの競争入札参加資格確認申請書の添付ファイルとして提出すること。）。

(2) 共通の条件

- ア 本公告、設計図書等及び我孫子市電子入札実施要領（平成22年告示第85号。以下「電子入札実施要領」という。）を熟覧のうえ応札すること。
- イ 対象工事に適正な技術者を配置できること（営業所の専任技術者や他の工事の現場に配置された者等の建設業法等の規定により、本案件工事の現場に配置することができない者は、配置予定技術者とするとはできない。）。また、当該工事における配置予定技術者の変更については、資格審査の関係上、休職や退職等の特別な事情を除き、変更はできないものとする。
- ウ 大分類まで記入した工事内訳書（任意様式）を入札書に添付すること。また、落札者は、契約締結後速やかに詳細な工事内訳書に数量、単価及び金額を添えたものを提出すること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- オ 公告の日から入札日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づき措置要件該当者であると認められた者でないこと。
- カ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- ケ 公告の日から過去3か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。
- コ 公告の日から過去1年以内に我孫子市発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。
- サ 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

1.4 設計図書等の取得等

設計図書等は、入札日程表の①の午前9時から本案件の開札予定時刻まで、入札情報サービスに掲示する。

入札に参加しようとする者は、入札情報サービスに掲示している設計図書等をダウンロードして取得及び閲覧し、入札書を作成すること。

入札案件は、入札情報サービスにおいて、「工事・測量等」を選択し、入札情報サービスのトップページで「入札予定（公告）」を選択し、入札予定（公告）検索画面で年度、調達機関（我孫子市）、調達区分及び表示件数を選択して検索する。案件ごとの入札予定（公告）表示画面で説明文書等に

表示されている全ての文書をダウンロードすること。この際、利用者登録されている電子入札用 ICカードによる認証を必要とする。

※ 詳細は、マニュアルの「第3章 工事／測量の入札方式」の「01. 工事／測量等 一般競争入札（WTO含む事前審査型）」の第3章1－3から1－9までを参照のこと。

1.5 設計図書等に関する質疑及び回答

(1) 質 疑

入札日程表の②の日の午前9時から④の日の午後5時までの間に、「ちば電子申請サービス」を通じて行うこと。ちば電子申請サービスへのアクセスは、我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和5年度入札情報>公募型一般競争入札」に掲載しているリンク先又はブラウザに下記 URL を直接入力することにより行うこと。

(ちば電子申請サービス 入札質疑受付 URL)

https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21190

質疑を行う者は、入力フォームに必要事項を記入の上、質疑受付を申請すること。

なお、入札又は契約全般に係る場合を除き、所定の期日を過ぎた質疑は受け付けない。

(2) 回 答

入札日程表の⑤の日の午後1時までに我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和5年度入札情報>公募型一般競争入札」に掲載する。ただし、質疑がないときは行わない。

1.6 入札参加資格審査申請書等の提出

(1) 提出物

次の(ア)から(エ)までの書類を提出する。

(ア) 我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱（平成16年告示第16号）に規定する公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書（建設工事）」という。）

電子入札システムによる手続の競争参加資格確認申請書提出時に添付する（押印不要）。

(イ) 「1.3 入札参加に必要な条件」の「(1) 本案件固有の条件」で求めている書類（契約書の写し等）

(ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用を証明できる書類（健康保険被保険者証等。ただし、健康保険被保険者証を提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分が見えないようにマスキングを施すこと。）の写し

(エ) 工事内訳書（大分類まで記入したもの。また、**法定福利費については金額を明示すること。**）

ただし、落札者は、契約締結後速やかに、詳細な工事内訳書に単価、数量及び金額を記載したものを発注課に提出しなければならない。

(2) 提出物作成上の注意

ア 提出書類の日付は、作成日を記入すること。

イ 提出すべき書類が不足している場合は失格となるので、必ず確認すること。

ウ 申請書（建設工事）の利用者番号欄には、電子入札システムで使用する利用者番号を記入すること。

(3) 提出方法・提出期間

ア (ア) から (ウ) までの書類

入札日程表の③の日の午前9時から入札日程表の⑥の日の午後4時までに、電子入札システムでの競争入札参加資格確認申請書の添付ファイルとして提出すること。

イ (エ) の書類

資格審査の結果、「参加資格有り」の場合において、入札日程表の⑧の日の午前9時から入札日程表の⑨の日の午後4時までに、電子入札システムでの入札書の添付ファイルとして提出すること。

(4) 提出書類の様式

(ア) 申請書（建設工事）は、本公告9ページの様式を使用すること。当該様式のWord版は、我孫子市ホームページ「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約制度>入札様式」からダウンロードできる。

(エ) 工事内訳書は、任意の様式により作成し、Excel、Word、PDFのいずれかの形式とすること。また、押印は不要とする。

1.7 入札参加資格及び資格決定

入札参加資格は「1.3 入札参加に必要な条件」に記載してあるので必ず確認すること。

資格の有無は入札日程表の⑦の日に決定し、参加資格確認通知書をもって電子入札システムより通知する。

なお、入札参加資格がないとされた者は、そのことを知った日から5日以内に、市長に対し説明を求めることができる。

1.8 開札日時及び場所

入札日程表の⑩の日の午前10時から、資産管理課契約係のコンピュータで行う。

1.9 入札の無効要件

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札者がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定して行った入札
- (4) 金額その他入札書の記載事項が明らかでない入札
- (5) 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- (6) 所定の入札保証金が未納の者（納付を免除された場合を除く。）が行った入札
- (7) 入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- (8) 入札の際に提出された工事内訳書に誤りがあるもの
- (9) 電子入札システムによる電子入札以外の方法による入札（電子入札実施要領第8条に規定する紙入札を除く。）

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

2 0 低入札価格調査制度

本案件は、我孫子市低入札価格調査実施要綱（平成21年訓令第12号）に基づく低入札価格調査制度の対象である。

市は、評価値の最も高い者の提示した入札額が調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留して入札を終了する。この場合において、その結果については後日通知する。

調査基準価格を下回った入札額を提示した者（以下「調査対象者」という。）は、開札をした日の翌日から起算して3日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日は算入しない。）以内に、同要綱第8条第1項に規定する、同要綱別表第1に掲げる様式その他市長が低入札価格の調査のために必要と認める書類又は低入札価格調査辞退届（様式第1号）を提出する。提出期限までに当該書類を提出しない場合は、入札を無効とする。

低入札価格調査報告書等については、一旦提出された後の一部又は全部の差替え及び書類の追加提出は認めないものとする。ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、発注主管課長が必要と認めた場合に限り、調査対象者に対し、提出期限後の書類の追加提出を認めるものとする。

市は、調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者から順に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。このため、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された場合は、最低の価格をもって入札した者が必ずしも落札者となるとは限らない。

調査対象者は、低入札価格調査において市の事情聴取に協力すること。事情聴取に協力しないときは、当該入札を無効とする。

また、本案件は、同要綱第4条の2に基づく失格基準価格を設定する。入札額が失格基準価格を下回った場合は、当該入札者を失格とする。

2 1 落札者の決定

落札者は、次の各号により決定し、入札参加者へ連絡する。

また、決定の日は、入札日程表の⑩の日とする。

ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査の終了後に通知する。

(1) 落札者を決定しようとするときは、次の各号に掲げる全ての要件を満たす入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札価格が失格基準価格以上であること。

(2) 最低の価格をもって入札した者が2名以上あるときは、電子入札システムの電子くじにて落札者を決定するものとする。

2 2 入札結果

落札者決定の翌日に、我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和5年度入札情

報>公募型一般競争入札」に開札結果表を掲載する。

2.3 契約書の作成

契約書及び約款は、本市規定の様式を用いること。

契約書の作成について、落札者の決定後、資産管理課より契約関係書類を送付する。

落札者は、我孫子市役所ホームページの「契約手続き」(事業者向け情報>入札・契約>入札・契約制度>契約書様式等)の「契約締結の手続き(PDFファイル)」を参照して契約書2部を作成し、資産管理課に提出すること。

契約書に係る様式については、同ホームページからダウンロードで入手できる。

なお、契約書に綴じ込む仕様書等の設計図書は、入札情報サービスからダウンロードしたデータを印刷して使用すること。また、本入札における設計図書のダウンロード期限は各案件の開札時刻までであるため、落札者は、開札後にダウンロードした設計図書を削除しないように注意すること。

2.4 契約の保証

我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号)第143条に基づき速やかに契約保証金を納付すること。

なお、詳細については、落札決定後に通知する「契約の保証に関する指示書」を参照すること(当該通知の様式は、我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約制度>契約書様式等」にて閲覧することができる。)

2.5 問合せ先・発注課

(入札全般についての問合せ先)

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市 財政部 資産管理課 契約係

電話：04-7185-1695

FAX：04-7183-0066

(発注課)

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市 建設部 治水課 計画係

電話：04-7185-1111(内線20-473)

FAX：04-7185-8013

26 入札日程表

月 日	内 容
令和5年 6月30日	ホームページに入札公告を掲載 ① 設計図書等閲覧開始（午前9時から） ② 質疑受付開始（午前9時から）※ ちば電子申請サービスから行うこと。
7月10日	③ 申請書の受付開始（電子・午前9時から）
14日	④ 質疑受付締切（午後5時まで） ※ 入札制度に係る質疑を除き、締切日時以降は本公告に係る質疑を受付けない。
19日	⑤ 質疑・回答書をホームページに掲載（午後1時までに掲載）
20日	⑥ 申請書の受付締切（電子・午後4時まで）
21～25日	資格審査
26日	⑦ 参加資格決定
8月4日	⑧ 入札書・内訳書の受付開始（電子・午前9時から）
8日	⑨ 入札書・内訳書の受付締切（電子・午後4時まで）
9日	⑩ 開札（電子）・落札者決定
10日	開札結果公表・契約日
<p>※各業務は、平日の開庁日とする。 ※低入札価格調査が行われた場合、順位確定、落札者決定、開札結果公表及び契約日は変更となる。</p>	

利用者番号

公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書兼誓約書

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

（電子入札の場合は押印省略可）

公募型競争入札（建設工事）に参加したいので、次のとおり関係書類を提出します。

次の案件の入札に際し、結託等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。
また、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

1 公告年月日 年 月 日

2 工事名称

3 工事施工場所

4 申請書記載者及び連絡者 氏 名

電話番号